

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

表 彰 規 程

昭和 45 年 6 月 10 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、この連盟と農林漁業団体の発展に寄与した分会及び正会員を表彰するため、その基準等を明確にすることを目的に定める。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 1 優良分会表彰
- 2 優良盟友表彰

(基準日)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号の基準日は、次のとおりとする。

- 1 表彰する年の前年 4 月 1 日現在の正会員とする。
- 2 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する勤続年数及び年齢は、当該年の 4 月 1 日現在とする。

(表彰基準)

第 4 条 第 2 条の表彰は、次の基準による。

- 1 優良分会表彰は、分会組織が確立し連盟推奨の健康管理・体育文化などの諸活動及び分会独自の活動を積極的に実施し、農林漁業団体の発展に貢献をしている分会とする。
- 2 優良盟友表彰は、長年に亘り連盟及び当該団体の組織活動に貢献し農林漁業団体の発展に尽くした者で、次の基準を満たす者とする。
 - (1) 年齢は満 55 歳以上とする。
 - (2) 勤続年数及び会員期間は通算 30 年以上とする。
 - (3) 前記の基準を満たさない者であっても、次の一つに該当する者は、その限りでない。
 - ア 連盟の役員を歴任した者
 - イ 分会長歴があり、分会役員等を 5 年以上歴任した者
 - ウ 分会の代表者が、特に功労があった者と認めた者 1 名

(推薦方法と決定方法)

第5条 表彰する分会と正会員の推薦及び決定方法は、次のとおりとする。

- 1 優良分会表彰は、理事長が適当と認めた分会について理事会で決定する。
- 2 優良盟友表彰は、各分会の代表者から推薦された者について理事会で決定する。

(表彰方法)

第6条 第2条の表彰は、定時総会で行い、表彰状と記念品を贈呈する。

(その他)

第7条 この規程により表彰を受けた者で、その後特に功労があった者については、理事長が特別に表彰をすることができる。

附 則

この規程は、昭和60年3月13日から施行する。

附 則 (平成2年6月14日一部改正)

この規程は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月9日一部改正)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月9日一部変更)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日一部変更)

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日一部改正)

この規程は、平成19年3月27日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日一部改正)

この規程は、平成25年12月2日から遡及施行する。

附 則 (令和5年12月22日一部改正)

この規程は、令和5年12月22日から遡及施行する。